

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年7月4日（令和6年（行情）諮問第768号及び同第769号）

答申日：令和8年3月25日（令和7年度（行情）諮問第1056号及び同第1057号）

事件名：「飛行と安全」の一部開示決定に関する件

「飛行と安全」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる6文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」を「本件対象文書1」といい、「文書4」ないし「文書6」を「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月19日付け防官文第10877号、令和6年3月15日付け同第5849号、令和5年7月31日付け同第16507号及び令和6年3月14日付け同第5847号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1に係るもの。諮問第768号）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ないしク （略）

(2) 審査請求書2（原処分2に係るもの。諮問第768号）

アないしエ (略)

オ 上記(1)オと同旨。

カ (略)

キ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

(3) 審査請求書3 (原処分3に係るもの。諮問第769号)

アないしエ (略)

オ 上記(1)オと同旨。

カないしク (略)

(4) 審査請求書4 (原処分4に係るもの。諮問第769号)

アないしエ (略)

オ 上記(1)オと同旨。

カ (略)

キ 上記(2)キと同旨。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1及び原処分2について (諮問第768号)

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2(1)に掲げる3文書(本件対象文書1)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年5月19日付け防官文第10877号により、本件対象文書1のうち、文書1ないし文書3のそれぞれ表紙及び目次について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分1)を行った後、令和6年3月15日付け同第5849号により、本件対象文書1のうち、文書1ないし文書3のそれぞれ目次及び表紙を除いた部分について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分1及び原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号1及び番号2（原処分1）並びに番号3ないし番号22（原処分2）のとおりであり、本件対象文書1のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア ないしウ （略）

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分2においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、本件対象文書1の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ ないしク （略）

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書1のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 原処分3及び原処分4について（諮問第769号）

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2(2)に掲げる3文書（本件対象文書2）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年7月31日付け防官文第16507号により、本件対象文書2のうち、文書4の1枚目ないし5枚目について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った後、令和6年3月14日付け同第5847号により、本件対象文書2のうち、文書4（1枚目ないし5枚目を除く。）、文書5及び文書6について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 法5条該当性について

原処分3及び原処分4において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号23（原処分3）及び番号3ないし番号22（原処分4）のとおりであり、本件対象文書2のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア ないしウ (略)

エ 上記1(3)エと同旨(ただし、「原処分1及び原処分2」は「原処分3及び原処分4」と、「本件対象文書1」は「本件対象文書2」と読み替える。)

オ ないしク (略)

ケ 上記1(3)ケと同旨(ただし、「本件対象文書1」は「本件対象文書2」と読み替える。)

コ 上記1(3)コと同旨(ただし、「原処分1及び原処分2」は「原処分3及び原処分4」と読み替える。)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年7月4日 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第768及び同第769号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同月22日 審議(同上)
- ④ 令和8年3月18日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、併合、本件対象文書の見分及び審議(同上)

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、隊員の安全意識の高揚と安全知識の向上を図り、事故の未然防止に資することを目的とした部内向けの文書として、航空自衛隊航空安全管理隊が編集し、航空幕僚監部が発行した「飛行と安全」である。

イ 本件請求文書に係る各開示請求書には、「2023.2.10—本本B2576で特定された後に作成されたもの」(本件請求文書1)及び「防官文第10877号(2023.3.22—本本B3282)

で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023. 3. 22—本
本B3282）の後に作成された全て」（本件請求文書2）と記載さ
れていることから、本件請求文書1につき、2023. 2. 10—本
本B2576（以下「別件開示請求」という。）の開示請求受付日の
翌日である令和5年2月11日から本件請求文書1の開示請求受付日
である同年3月22日までに作成した文書の開示を求めているものと
解し、本件請求文書2につき、本件請求文書1の先行決定（原処分1）
に係る開示決定通知書（令和5年5月19日付け防官文第10877
号）で残りの部分とされた文書及び本件請求文書1の開示請求受付日
の翌日である同年3月23日から本件請求文書2の開示請求受付日
である同年5月30日までに作成した文書の開示を求めているものと解
した。

ウ 本件請求文書1に該当するものとして、「飛行と安全」2023年
3月号ないし5月号（本件対象文書1）を特定し、本件請求文書2に
該当するものとして、「飛行と安全」2023年3月号ないし5月号
のそれぞれ表紙及び目次を除く部分（本件対象文書2）を特定した。

本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書は作成・保有して
いない。

エ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本
件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できな
かった。

(2) 当審査会において、諮問庁から提示を受けた別件開示請求に係る開示
決定通知書を確認したところ、上記(1)イ及びウで諮問庁が説明する
本件対象文書の特定方法に不自然、不合理な点は認められない。

また、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有してい
ない旨の上記(1)エの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象と
して特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文
書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 自衛隊員及び民間人等の写真の顔部分について

下記(2)ないし(5)に掲げる部分以外の不開示部分には、自衛隊
員、隊員家族及び民間人等の写真の顔部分が記載されていると認められ
る。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定
の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無
等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊に

においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、民間人等についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 隊員等の情報について

別表の番号2に掲げる不開示部分及び番号15に掲げる不開示部分の一部（写真の顔部分を除く。）には、民間人の氏名が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

また、別表の番号3、番号5、番号9、番号10、番号13、番号15、番号20及び番号21に掲げる不開示部分のそれぞれ一部（それぞれ写真の顔部分を除く。番号15については民間人の氏名を除く。）には、記事を寄稿した自衛隊員の年齢、着任時期、特技等が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 自衛隊の運用、教育訓練及び他国に関する情報について

別表の番号4、番号8、番号11、番号13、番号14、番号16、番号17、番号18及び番号19に掲げる不開示部分のそれぞれ一部

(写真の顔部分及び個人情報に該当する部分を除く。)には、自衛隊の運用、教育訓練、他国との共同訓練に係る他国に関する情報等が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力、運用要領、練度及び他国に関する情報が明らかとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、又は他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 自衛隊の組織、編成等に関する情報について

別表の番号5、番号6、番号10、番号12、番号20、番号21及び番号22に掲げる不開示部分のそれぞれ一部(写真の顔部分及び個人情報に該当する部分を除く。)には、自衛隊の組織、編成等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が明らかとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 自衛隊の施設の配置に関する情報について

別表の番号7に掲げる不開示部分の一部(写真の顔部分を除く。)には、自衛隊の施設の配置に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が明らかとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第768号)

『飛行と安全』のうち2023.2.10一本本B2576で特定された後に作成されたもの全て。

(2) 本件請求文書2 (諮問第769号)

『飛行と安全』のうち防官文第10877号(2023.3.22一本本B3282)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023.3.22一本本B3282)の後に作成された全て。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書1 (諮問第768号)

文書1 飛行と安全 2023年3月号 (No. 798)

文書2 飛行と安全 2023年4月号 (No. 799)

文書3 飛行と安全 2023年5月号 (No. 800)

(2) 本件対象文書2 (諮問第769号)

文書4 飛行と安全 2023年3月号 (No. 798) (表紙及び目次を除く。)

文書5 飛行と安全 2023年4月号 (No. 799) (表紙及び目次を除く。)

文書6 飛行と安全 2023年5月号 (No. 800) (表紙及び目次を除く。)

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 2	原処分 1	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	文書 3	原処分 1	2 枚目の部外者の氏名	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
3	文書 1	原処分 2	2 枚目ないし 6 枚目、1 2 枚目、2 1 枚目、2 5 枚目、3 0 枚目ないし 3 3 枚目、4 1 枚目、4 4 枚目ないし 4 6 枚目、5 7 枚目ないし 6 0 枚目及び 9 0 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 4	原処分 4	1 枚目、7 枚目、1 6 枚目、2 0 枚目、2 5 枚目ないし 2 8 枚目、3 6 枚目、3 9 枚目ないし 4 1 枚目、5 2 枚目ないし 5 5 枚目及び 8 5 枚目のそれぞれ一部	
4	文書 1	原処分 2	1 7 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそ
	文書 4	原処分	1 2 枚目の一部	

		分 4		れがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
5	文書1	原 処 分 2	29枚目及び47枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
	文書4	原 処 分 4	24枚目及び42枚目のそれぞれ一部	
6	文書1	原 処 分 2	35枚目、40枚目及び86枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書4	原 処 分 4	30枚目、35枚目及び81枚目のそれぞれ一部	
7	文書1	原 処	37枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することがで

		分 2		き、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の施設の配置に関する情報であり、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
	文書4	原 処 分 4	32枚目の一部	
8	文書1	原 処 分 2	39枚目、70枚目、71枚目、73枚目、83枚目及び84枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書4	原 処 分 4	34枚目、65枚目、66枚目、68枚目、78枚目及び79枚目のそれぞれ一部	
9	文書2	原 処 分 2	2枚目、3枚目、5枚目、7枚目、10枚目、13枚目、16枚目ないし20枚目、25枚目ないし32枚目、37枚目、40枚目、46枚目、53枚目、57枚目、68枚目及び72枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書5	原 処 分 4	46枚目、53枚目、57枚目、68枚目及び72枚目のそれぞれ一部	
10	文書2	原 処 分 2	6枚目及び33枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお
	文書5	原		

		処 分 4		個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
1 1	文書2	原 処 分 2	9枚目、11枚目、44枚目、45枚目、73枚目及び74枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書5	原 処 分 4		
1 2	文書2	原 処 分 2	34枚目、35枚目、64枚目及び65枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書5	原 処 分 4		
1 3	文書2	原 処 分 2	36枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、こ
	文書5	原 処 分 4		

				れを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
1 4	文書2	原 処 分 2	54枚目の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書5	原 処 分 4		
1 5	文書3	原 処 分 2	5枚目、6枚目、11枚目、12枚目、14枚目ないし17枚目、26枚目、30枚目、38枚目、45枚目、48枚目ないし50枚目、52枚目、60枚目、61枚目、70枚目及び72枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書6	原 処 分 4		
1 6	文書3	原 処 分 2	29枚目、40枚目、65枚目及び66枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書6	原 処 分 4		
1 7	文書3	原 処 分	31枚目及び36枚目のそれぞれ一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他

		分 2			国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書6	原 処 分 4			
1 8	文書3	原 処 分 2	3 2 枚目、3 5 枚目及び3 7 枚目のそれぞれ一部		自衛隊の運用及び訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書6	原 処 分 4			
1 9	文書3	原 処 分 2	3 4 枚目の一部		個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
	文書6	原 処 分 4			
2 0	文書3	原 処 分 2	4 2 枚目の一部		個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これ

	文書 6	原 処 分 4		を公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
2 1	文書 3	原 処 分 2	4 3 枚目、4 4 枚目及び5 7 枚目ないし5 9 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
	文書 6	原 処 分 4		
2 2	文書 3	原 処 分 2	6 8 枚目の一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するた
	文書 6	原 処 分 4		

				め不開示とした。
2 3	文書4	原 処 分 3	2枚目ないし5枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。

※原処分4の文書4の枚数の表記は、原処分3で決定した1枚目ないし5枚目を除いて記載した。